

空き家活用・流通促進事業費補助金提出書類一覧【移転事業】

この補助金は、**売買契約の締結後であって引越作業をする前に申請**する必要があります。

また、補助金の交付決定までは、引越作業を開始することができません。余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

※ 通常、申請から交付決定まで1週間から2週間程度かかります。

1 必須書類

☐ **申請書（第1号様式）** 申請者は、不動産売買契約を締結した人に限られます。

☐ **不動産売買契約書の写し**

☐ **引越作業に係る見積書の写し** 見積書の宛名は、申請者になっていること。

（1）引越業者を利用する場合

★ 補助対象経費と補助対象外経費を確認します。

補助対象外経費の例

- ・家電品などの物品の購入費用
- ・不用品の処分費用
- ・前住所以外からの生活用品の運搬に要する費用

（2）レンタカーを利用する場合

利用店舗、利用予定日時、利用金額、利用する車種がわかる見積書を提出してください。

2 住民票の異動を完了していない場合のみ必要となる書類

☐ 申請者の住民票の写し



補助金の交付決定

※申請から1～2週間要します。

3 補助金の交付決定後、引越作業に着手することができます。

※引越作業に次のような変更が生じた場合、事前に変更承認申請をする必要があります。

- ・引越業者を変更する場合
- ・引越に要する費用に変更を生じる場合
- ・これらに類する重大な変更

☐ **変更承認申請書と、変更後の引っ越し作業に係る見積書の写し**を添付



引越作業の実施

3 実績報告書

引越作業とその費用の支払いを令和8年3月31日までに完了し、完了後30日以内または令和8年4月10日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

☐ **実績報告書（第7号様式）**

☐ **領収書の写し（代金を支払ったことがわかるもの。）**

支払額と見積額が一致しない場合、内訳がわかる書類の添付も必要となります。

※ 一覧の書類以外にも、状況等に応じて追加での書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめ御了承ください。